

府子本第364号
平成29年5月1日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

内閣総理大臣
(公印省略)

「子どものための教育・保育給付費補助金の国庫補助について」の一部改正

標記の国庫補助金の交付については、別紙「子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱」により行うこととし、平成29年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第5条 (略)</p>	<p style="text-align: center;">別紙</p> <p style="text-align: center;">子どものための教育・保育給付費補助金交付要綱</p> <p>(通則)</p> <p>第1条 子どものための教育・保育給付費補助金については、法令及び予算の定めるところに従い、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(交付の目的)</p> <p>第2条 この補助金は、別表の第1欄に掲げる「認可化移行運営費支援事業」及び「幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業」の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うことを目的とする。</p> <p>(交付の対象)</p> <p>第3条 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。 子どものための教育・保育給付費補助事業 「子どものための教育・保育給付費補助事業の実施について」（平成27年4月13日雇児発 0413 第36号）の別添に定める認可化移行運営費支援事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業</p> <p>(交付額の算定方法)</p> <p>第4条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める事業ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された事業ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 第1欄の各事業ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) 第1欄の各事業ごとに、(1)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。</p> <p>(1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適</p>

(申請手続)

第6条

(1) (略)

(2) 都道府県知事は、市町村（指定都市、中核市を除く。）から（1）の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(3) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

第7条～第13条 (略)

正化令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(4) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調査及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適正化令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(申請手続)

第6条 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 市町村長（指定都市、中核市を除く。）は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、市町村（指定都市、中核市を除く。）から（1）の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて毎年8月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(3) 指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類を添えて、毎年8月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

第8条 内閣総理大臣は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

2 都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村（指定都市、中核市を除く。）に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。

3 市町村（指定都市、中核市を含む。）は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第9条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 この補助金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長（指定都市、中核市を除く。）は、翌年度の4月10日（第5条の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村（指定都市、中核市を除く。）から（1）の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて翌年度の4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。
- (3) 指定都市及び中核市の市長は、翌年度の4月10日（第5条の（2）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）までに別紙様式5による報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村（指定都市、中核市を除く。）に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

(補助金の返還)

第12条 内閣総理大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表

1 事業	2 基準額	3対象経費	4補助率
認可化移行 運営費支援 事業	<p>運営費支援</p> <p>1 基本分（児童1人当たり月額）</p> <p>（1）基準を満たす保育士を配置する<u>認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型又は保育所型事業所内保育事業への移行を希望する施設等の単価</u></p> <p>① 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合 職員配置が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条を満たす施設</p> <p>② 小規模保育事業A型への移行を目指す場合 職員配置が、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第29条を満たす施設</p> <p>③ <u>保育所型事業所内保育事業への移行を目指す場合</u> <u>職員配置が、家庭的保育事業等設備運営基準第44条を満たす施設</u></p> <p>・4歳以上児 18,000円 ・3歳児 22,000円 ・1・2歳児 57,000円 ・乳児 107,000円</p> <p>（2）基準の6割以上の保育士又は看護師等を配置する<u>認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型又は保育所型事業者内保育事業への移行を希望する施設等の単価</u></p> <p>① 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合 保育士又は看護師（<u>准看護師を含む。</u>）の資格を有する者（以下「<u>看護師等</u>」という。）の配置が、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の6割以上である施設（（1）①の施設を除く。）</p> <p>② 小規模保育事業A型への移行を目指す場合 保育士又は看護師等の配置が、家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項に規定する保育士数の6割以上である施設（（1）②の施設を除く。）</p> <p>③ <u>保育所型事業所内保育事業への移行を目指す場合</u> <u>保育士又は看護師等の配置が、家庭的保育事業等設備運営基準第44条第2項に規定する保育士数の6割以上である施設（（1）③の施設を除く。）</u></p>	認可化移行 運営費 支援事業 の実施に 必要な経 費	1/2

別表

1 事業	2 基準額	3対象経費	4補助率
認可化移行 運営費支援 事業	<p>運営費支援</p> <p>1 基本分（児童1人当たり月額）</p> <p>（1）基準を満たす保育士を配置する<u>施設</u>の単価</p> <p>① 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合 職員配置が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条を満たす施設</p> <p>② 小規模保育事業A型への移行を目指す場合 職員配置が、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）第29条を満たす施設</p> <p>③ <u>小規模保育事業B型への移行を目指す場合</u> <u>職員配置が、家庭的保育事業等設備運営基準第31条を満たす施設</u></p> <p>④ <u>小規模保育事業C型への移行を目指す場合</u> <u>職員配置が、家庭的保育事業等設備運営基準第34条を満たす施設</u></p> <p>・4歳以上児 18,000円 ・3歳児 22,000円 ・1・2歳児 57,000円 ・乳児 107,000円</p> <p>（2）基準の6割以上の保育士を配置する施設の単価</p> <p>① 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合 保育士又は看護師の配置が、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の6割以上である施設（（1）①の施設を除く。）</p> <p>② 小規模保育事業A型への移行を目指す場合 保育士又は看護師等の配置が、家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項に規定する保育士数の6割以上である施設（（1）②の施設を除く。）</p> <p>③ <u>小規模保育事業B型への移行を目指す場合</u> <u>保育士又は看護師等の配置が、家庭的保育事業等設備運営基準第31条第2項に規定する保育士の配置割合にかかわらず保育従事者数の6割以上である施設（（1）③の施設を除く。）</u></p>	認可化移行 運営費 支援事業 の実施に 必要な経 費	1/2

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 歳以上児 15,000円 ・ 3 歳 児 18,000円 ・ 1・2 歳児 48,000円 ・ 乳 児 89,000円 <p>(3) <u>基準を満たす保育士を配置する小規模保育事業B型又は小規模型事業所内保育事業への移行を希望する事業の単価</u></p> <p>① <u>小規模保育事業B型への移行を目指す場合</u> 職員配置が、<u>家庭的保育事業等設備運営基準第31条を満たす施設</u></p> <p>② <u>小規模型事業所内保育事業への移行を目指す場合</u> 職員配置が、<u>家庭的保育事業等設備運営基準第47条を満たす施設</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 歳以上児 15,000 円 ・ 3 歳 児 18,000 円 ・ 1、2 歳児 48,000 円 ・ 乳 児 89,000 円 <p>(4) <u>基準の1/3以上の保育士又は看護師等を配置する認可保育所、認定こども園、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、保育所型事業所内保育事業又は小規模型事業所内保育事業への移行を希望する施設等の単価</u></p> <p>① <u>認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合</u> 保育士又は看護師等の配置が、<u>児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の1/3以上である施設((1) ①及び(2) ①の施設を除く。)</u></p> <p>② <u>小規模保育事業所A型への移行を目指す場合</u> 保育士又は看護師の配置が、<u>家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項に規定する保育士数の1/3以上である施設((1) ②及び(2) ②の施設を除く。)</u></p> <p>③ <u>小規模保育事業所B型への移行を目指す場合</u> 保育士又は看護師の配置が、<u>家庭的保育事業等設備運営基準第31条第2項に規定する保育士数の配置割合にかかわらず保育従事者数の1/3以上の保育士数である施設((3) ①の施設を除く。)</u></p> <p>④ <u>保育所型事業所内保育事業への移行を目指す場合</u> 保育士又は看護師等の配置が、<u>家庭的保育事業等設備運営基準第44条第2項に規定する保育士の配置割合にかかわらず保育従事者数の1/3以上の保育士数である施設((1) ③及び(2) ③の施設を除く。)</u></p> <p>⑤ <u>小規模型事業所内保育事業への移行を目指す場合</u> 保育士又は看護師等の配置が、<u>家庭的保育事業等</u></p>			<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 歳以上児 15,000円 ・ 3 歳 児 18,000円 ・ 1・2 歳児 48,000円 ・ 乳 児 89,000円 <p>(3) <u>基準の1/3以上の保育士を配置する施設の単価</u></p> <p>① <u>認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合</u> 保育士又は看護師の配置が、<u>児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する保育士数の1/3以上である施設((1) ①及び(2) ①の施設を除く。)</u></p> <p>② <u>小規模保育事業所A型への移行を目指す場合</u> 保育士又は看護師の配置が、<u>家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項に規定する保育士数の1/3以上である施設((1) ②及び(2) ②の施設を除く。)</u></p> <p>③ <u>小規模保育事業所B型への移行を目指す場合</u> 保育士又は看護師の配置が、<u>家庭的保育事業等設備運営基準第31条第2項に規定する保育士数の配置割合にかかわらず保育従事者数の1/3以上の保育士数である施設((1) ③及び(2) ③の施設を除く。)</u></p>	
--	--	--	--	---	--

	<p>備運営基準第47条第2項に規定する保育士の配置割合にかかわらず保育従事者数の1/3以上の保育士数である施設（（3）②の施設を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳以上児 12,000円 ・ 3歳児 15,000円 ・ 1・2歳児 39,000円 ・ 乳児 72,000円 <p>(5) 基準を満たす家庭的保育者、家庭的保育補助者を配置する家庭的保育事業又は小規模保育事業C型への移行を希望する事業の単価</p> <p>① 家庭的保育事業への移行を目指す場合 職員配置が、家庭的保育事業等設備運営基準第23条を満たす施設</p> <p>③ 小規模保育事業C型への移行を目指す場合 職員配置が、家庭的保育事業等設備運営基準第34条を満たす施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳以上児 12,000円 ・ 3歳児 15,000円 ・ 1、2歳児 39,000円 ・ 乳児 72,000円 <p>※ 年齢区分については、前年度の3月31日の満年齢によるものとする。</p> <p>※ 基準額については、次の算式により算定した額の合計額とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算式1（各月初日の入所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月初日の年齢区分ごとの入所児童数 ・ 算式2（月途中入所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日から開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日 ・ 算式3（月途中退所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日 （注）10円未満の端数は切り捨てる。 <p>2 略</p>				<ul style="list-style-type: none"> ・ 4歳以上児 12,000円 ・ 3歳児 15,000円 ・ 1・2歳児 39,000円 ・ 乳児 72,000円 <p>※ 年齢区分については、前年度の3月31日の満年齢によるものとする。</p> <p>※ 基準額については、次の算式により算定した額の合計額とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算式1（各月初日の入所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月初日の年齢区分ごとの入所児童数 ・ 算式2（月途中入所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日から開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日 ・ 算式3（月途中退所児童の場合） 年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日 （注）10円未満の端数は切り捨てる。 <p>2 認可外保育施設開設準備費加算 定員1人当たり 7,500円 （新設または定員増を行う場合に限る。定員増をした場合は増加した定員について加算の対象となる。）</p>		
--	---	--	--	--	---	--	--

	<p>3 地方単独保育施設加算 上記1に加え、児童1人当たり月額<u>20,000</u>円 (対象施設が地方単独保育施設の場合に限る。本加算分を利用者負担額(保育料)の減額に充てる場合に加算の対象となる。) (当該市町村における認可保育所の平均利用者負担額(保育料)と対象施設の平均利用者負担額(保育料)の差が月額<u>20,000</u>円未満の場合、その額を補助する。 <u>地方自治体が、利用者への補助により利用者負担額(保育料)軽減を図っている場合、軽減後の差によるものとする。</u>)</p>		10/10		<p>3 地方単独保育施設加算 上記1に加え、児童1人当たり月額<u>5,000</u>円 (対象施設が地方単独保育施設の場合に限る。本加算分を利用者負担額(保育料)の減額に充てる場合に加算の対象となる。) (当該市町村における認可保育所の平均利用者負担額(保育料)と対象施設の平均利用者負担額(保育料)の差が月額<u>5,000</u>円未満の場合、その額を補助する。)</p>		10/10
幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	略	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の実施に必要な経費 ※私学助成(預かり保育推進事業)、一時預かり(幼稚園型)の実施に必要な経費を除く。	1/2	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業	<p>4歳以上児(月額) 9,000円 3歳児(月額) 11,000円 1・2歳児(月額) 57,000円 (満3歳児として私学助成(一般補助)の対象となる園児については、年度内において46,000円、満3歳児として1号(特例含む。)の施設型給付費の対象としている園児については、対象となった時点から46,000円とする。)</p> <p>乳児(月額) 107,000円</p> <p>※年齢区分については、前年度3月31日の満年齢によるものとする。</p> <p>※基準額については、次の算式により算定した額の合計額とすること。</p> <p>・算式1(各月初日の入所児童の場合) 年齢区分ごとの単価×その月初日の年齢区分ごとの入所児童数</p> <p>・算式2(月途中入所児童の場合) 年齢区分ごとの単価×その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日</p> <p>・算式3(月途中退所児童の場合) 年齢区分ごとの単価×その月の月途中退所日の前日までの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日 (注)10円未満の端数は切り捨てる。</p>	幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業の実施に必要な経費 ※私学助成(預かり保育推進事業)、一時預かり(幼稚園型)の実施に必要な経費を除く。	1/2

